

議 第 1 7 号 議 案

東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める意見書の提出について
東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成30年9月18日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 小 川 匠

提 案 理 由

東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める意見書

昨年11月24日、日本原子力発電株式会社は、法律で定められた原子力発電の運転期間40年制限（40年ルール）を超えて、さらに20年の運転延長を原子力規制委員会に申請した。

福島第一原発事故以降、住民の避難計画が30キロメートル圏内に拡大された。東海第二原発の場合、30キロメートル圏内に96万人が住んでおり、実際の避難計画の策定は難航している。また、事故が起これば首都圏の3,000万人にも被害が及ぶことは必至であるが、3,000万人の避難計画を策定することも必要となる。現地からわずか120キロメートル圏内にある富士見市は、周辺地域とともに福島第一原発事故以上の甚大な被害をこうむることは明らかである。

2011年3月に発生した福島第一原発事故の原因はいまだに不明朗であり、事故収拾の目途も立っていない。埼玉県内には多くの福島県民の方が避難したほか、一部地域では長期にわたって高い濃度の放射線量が記録された。危険な老朽化原発の運転延長、再稼働は到底容認できない。

そのなかで、東海第二原発を巡り、茨城県水戸市議会をはじめ近隣の自治体からも「再稼働反対」の意見書が可決されるなど原子力に依存しない社会への移行を掲げて、「代替エネルギー確保と新エネルギー導入の推進」や「情報伝達体制や避難道路整備」を含め避難態勢を早急に確立させることを求めている。

原子炉等規制法の「40年ルール」は、老朽化した原発の事故を防ぐための最低限のルールであり、それを無視した延長、再稼働は市民に大きな不安をもたらすことになる。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、運転開始から40年を超える東海第二原発の運転期間延長を行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
経済産業大臣	世耕弘成様
内閣府特命担当大臣（原子力防災）	中川雅治様